

大阪大学オープンファシリティ推進支援室

先端研究設備機器

学内者部局間利用要項

平成29年12月13日裁定

(趣旨)

第1条 この要項は、オープンファシリティ推進支援室（以下「OPF」という。）設置要項第9条に基づき、OPFの定める共通予約・会計システムに登録されている機器（以下「機器」という。）の学内者による部局間利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(登録機器)

第2条 OPFにおいて学内部局間共同利用に供する機器は、別表に掲げるとおりとする。

(利用者)

第3条 機器を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、大阪大学個人IDを所有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 国立大学法人大阪大学（以下「大阪大学という。」）の教職員
- (2) 大阪大学の大学院学生及び大学院研究生
- (3) 大阪大学の学部学生及び学部研究生
- (4) 本学以外の教育研究機関又は企業等に所属し、大阪大学の部局において研究、開発に従事することを認められている者
- (5) その他オープンファシリティ推進支援室長が適当と認めた者

(利用責任者)

第4条 利用責任者とは、利用料の支払いに充てることができる予算（財源）について権限を持つ者で、各部局における予算責任者又は予算執行を委任された者をいう。

(機器管理責任者)

第5条 機器ごとに機器管理責任者を置き、当該機器を設置する部局に所属する教職員のうちから当該部局の長が指名した者をもって充てる。

- 2 機器管理責任者は、本利用要項ならびに機器管理責任者が定める当該機器の利用要項に則り、利用希望者からの当該機器の利用申請に対して、利用の可否を判断し、その利用を承認あるいは不承認するものである。

(利用の申請)

第6条 機器の利用希望者は、利用料の支払いについて利用責任者の承諾を得た上で、共通予約・会計システムによる利用申請を行い、機器管理責任者の承認を得なければならない。

(利用者の責務)

第7条 利用者は、機器の利用に関し、次の各号に掲げる事項を遵守し、適正に利用しなければならない。

- (1) 利用を許可された機器について、当該機器の担当者等による十分な教育を受けること。
- (2) 利用を許可された機器の保全に努めること。

- (3) 利用を許可された目的以外に使用しないこと。
- (4) 利用を許可された機器を他の者に一部又は全部を転貸しないこと。
- (5) 利用を許可された機器に特別の工作をし、又は許可なく原状を変更しないこと。ただし、機器管理責任者が許可する場合を除く。
- (6) その他機器管理責任者が定め、又は指示する事項

(報告義務)

第8条 利用者は、機器の利用を終了し、又は中止したときは、速やかにその旨を当該機器管理責任者、ならびに OPF に届け出るものとする。

- 2 機器管理責任者、ならびに OPF は、必要に応じ、利用者に対して、当該機器の稼働状況その他利用に係る事項について報告を求めることができる。

(利用の許可の取消等)

第9条 機器管理責任者、ならびに OPF は、次の各号の一に該当する場合、機器の利用の許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。その場合であっても、利用料は利用分に応じて支払われなければならない。

- (1) 利用者が、本利用要項、あるいは機器管理責任者が定める当該機器の利用要項に違反し、又は違反するおそれがあると機器管理責任者が認めるとき。
- (2) 機器の利用に重大な支障を生じさせたとき又はそのおそれのあるとき。
- (3) 利用者が、利用申請の際に申告した内容に虚偽の事実があることが判明したとき。
- (4) 本学において、管理上の事由が生じたとき。
- (5) その他利用させることが不相当と認めるとき。

(利用料の負担)

第10条 利用責任者は、当該機器の利用料を納付するものとし、その額は当該機器ごとに別表に定める額とする。

(損害賠償)

第11条 利用責任者は、故意又は重大な過失など利用者の責に帰すべき事由により機器を破損、滅失又は汚損したときは、速やかに当該機器管理責任者、ならびに OPF に届け出るとともに、当該機器管理責任者に対して原状回復又は損害賠償の責を負うものとする。

(機器利用の明記)

第12条 利用者は、機器を利用して行った研究の成果を論文等により公表するときは、当該論文等に、当該機器を利用した旨を明記するものとする。

(免責)

第13条 OPF、ならびに機器管理責任者は、利用者がその目的を達成するように協力、支援するが、その結果を保証するものではない。

- 2 OPF、ならびに機器管理責任者は、利用者が機器の利用によって利用者に生じた損害について、利用者に対し責任を負わないものとする。

(雑則)

第14条 この要項に定めるもののほか、機器の利用に関して必要な事項は、別に定める。